

～第5編 宗務機関～

宗務職制

〈1991年6月29日条例公示第5号〉

- 改正 ①1993年2月25日条例公示1
 ②1985年6月22日条例公示2
 ③1997年6月13日条例公示4
 ④1999年6月25日条例公示1
 ⑤2002年6月28日条例公示2
 ⑥2004年6月28日条例公示3
 ⑦2010年6月29日条例公示8
 ⑧2010年6月29日条例公示17
 ⑨2012年6月29日条例公示7
 ⑩2014年6月27日条例公示1
 ⑪2015年6月26日条例公示10
 ⑫2017年6月26日条例公示4
 ⑬2018年6月25日条例公示2
 ⑭2020年6月25日条例公示1
 ⑮2022年6月28日条例公示1
 ⑯2023年6月30日条例公示1
 ⑰2023年6月30日条例公示17

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、内局の権限に属する宗務執行のために必要な事項を定めることを目的とする。

(宗務の運営)

第2条 この条例によって設けられた部門は、内局の統轄の下に相互の連絡を緊密にし、一体として能率的にその機能を発揮するよう運営されなければならない。

第2章 内局

(部門の統制及び管理)

第3条 宗務総長は、内局の主班として宗務を裁定し、部門の連絡統制を保持しなければならない。

2 宗務総長は、参務に宗務を分担管理させ、又は自ら管理することができる。

3 宗務総長は、前項により財務を分担する参務を財務長に任命し、財務に関する事務を統轄させるものとする。

4 宗務総長は必要と認めるときは、部門が行った処分又は命令を停止することができる。

5 参務及び財務長は、宗務総長を助け、分担する部門の事務について指揮監督し、その責に任ずる。

(役職)

第4条 宗務総長、参務及び財務長は、当然宗務役員とする。

(諮問機関)

第5条 宗務総長は、特定の事項について、諮問機関を設けることができる。

(宗務総長の臨時代理)

第6条 宗務総長に事故があるときは、そのあらかじめ指定する参務が、臨時にその職務を代理する。

2 前項の規定は、宗務総長が欠けた場合にも準用する。

(内局会議)

第7条 次の事項は、内局会議に付さなければならない。

- (1) 宗門法規の制定、変更及び公示に関する事項
- (2) 門首の行う宗務に関する重要な事項
- (3) 儀式に関する重要な事項
- (4) 教学に関する重要な事項
- (5) 予算及び決算
- (6) 予備費及び予算外の支出並びに臨時の融通に関する事項
- (7) 重要な財産の管理及び処分並びに平衡資金及び保管金に関する事項
- (8) 宗費の賦課及び浄財の募集に関する事項
- (9) 宗務役員の任免及び進退に関する事項
- (10) 外部との交渉に関する重要な事項
- (11) 宗門法規に内局会議に付すべきことを定められた事項
- (12) 前各号のほか宗務上重要な事項

2 宗務総長及び参務は、内局会議に提案することができる

第8条 内局会議は、内局の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、出席することができない者がある場合は、その者に、案件について事前又は事後に同意するかしないかの意見を聞いて、出席に代えることができる。

2 内局会議の議事は、内局の全員の同意によってこれを決する。

第3章 宗務所の部門

(部門の設置)

第9条 内局が執行する宗務を分掌するため宗務所に総務部、本廟部、大谷祖廟事務所、内事部、教育部、研修部、組織部、出版部、財務部及び企画調整局を置く。

2 前項の部門のほか、すべての宗務機関と連携を密にし、かつ教区・組及び寺院・教会に対し機動的なはたらきかけを必要とする事業を推進するため、条例により機関を設置することができる。

第10条 特別な法要、事業その他について必要とするときは、前条に掲げるもののほかに、臨時に部門を設けることができる。

2 前項の規定による部門を設置しようとするときは、条例によらなければならない。

(部門の所管事項)

第11条 第9条第1項に掲げる部門の所管事項は、次のとおりとする。

総務部 法規、文書、人事、広報、電算情報管理、労務管理、警備防災及び衛生に関する事項

本廟部 儀式及び真宗本廟両堂の守護並びに参拝者の応接及び総合案内に関する事項

大谷祖廟事務所 大谷祖廟に関する事項

内事部 内事に関する事項

教育部 教師、教化、学事及び公益事業に関する事項

研修部 研修に関する事項

組織部 寺院・教会、住職・教会主管者、僧侶及び門徒並びに組織活動の促進・統制、国際関係及び浄財の勸募に関する事項

出版部 出版物及び聖教編纂に関する事項

財務部 経理、財産の管理、金員及び物品の出納並びに授与物に関する事項

企画調整局 教化推進に必要な企画・調整、機関相互の交流、情報収集・発信及び寺院・教会の活性化支援に関する事項

(所管事項の裁定)

第12条 各部門の間において、その所管事項に関し疑義のある場合は、宗務総長が裁定する。

(部門の行う調査)

第13条 部門が必要により調査を行うときは、統計調査基本条例（2010年条例公示第8号）に基づき行わなければならない。

第4章 宗務出張所及び教務所等

(宗務出張所)

第14条 東京宗務出張所は、東京都練馬区谷原一丁目3番地「東本願寺真宗会館」に置く。

(教務所)

第15条 教務所の名称、所在地及び管轄教区は、別表のとおりとする。

2 教務支所については、別に定める。

(教務所達)

第16条 教務所長は、職務を執行するため管内に教務所達を発することができる。

(処務細則)

第17条 宗務出張所長及び教務所長は、処務細則を定め、宗務総長の承認を経てこれを施行することができる。

(開教監督部)

第18条 開教監督部については、別に条例で定める。

第5章 宗務役員

(基本姿勢)

第19条 宗務役員は、真実の教法を弘め伝えるための宗務を担当する責務を担い、常に信仰に基づく報恩の心をもって服務し、諸法規を遵守してその職務を全うしなければならない。

(任用)

第20条 宗務役員は、教師のうちから任用する。ただし、必要のあるときは、この限りでない。

2 宗憲及び条例に特別の定めがあるものを除き、宗務役員の任免は宗務総長がこれを行う。

3 前項の任免にあたっては、その都度、役職及びその所属部門を示して発令するものとする。

4 宗務役員の任用及び資格その他必要な事項については、別に定める。

(部門の長)

第21条 第9条第1項に掲げる各部門に、部門の長を置く。

2 部門の長は、宗務総長又は当該部門を担当する参務の指揮監督を受けて、主務を掌理し、その責に任ずる。

(宗務出張所長)

第22条 宗務出張所に、宗務出張所長を置く。

2 宗務出張所長は、宗務総長の委任する事項について、中央の諸機関との交渉、その他の事務を掌理し、その責に任ずる。

(教務所長)

第23条 教務所長は、宗務総長の監督を受けて、教区内の諸般の事務を掌理し、その責に任ずる。

(長の代理)

第24条 第9条第1項に掲げる部門の長、宗務出張所長及び教務所長に事故があるときは、上席の宗務役員にその職務を臨時に代理させることができる。

(次長等の配属)

第25条 第9条第1項に掲げる部門、宗務出張所及び教務所に次の各号に掲げる宗務役員を配属し、その職務は当該各号に規定するとおりとする。

(1) 次長は、部門の長、宗務出張所長又は教務所長を助け事務を整理する。

(2) 主事及び主事補は、上司の命を受けて事務を処理する。

(3) 書記及び書記補は、上司の命を受けて事務に従事する。

(4) 主計は、宗務出張所長又は教務所長の指揮

を受けて会計に関する事務をつかさどり、所長とともにその責に任ずる。

2 必要な業務に当たるため、第9条第1項に掲げる部門又は宗務出張所に出仕を置くことができる。

(宗務役員の出向)

第26条 宗務総長は、法要又は事業その他特別の必要があるときは、現に配置している宗務役員の配属及び当該宗務役員の現在の役職を変更することなく、前条に定める宗務役員について、期間及び任務を定めて、他の宗務の機関に出向させて必要な宗務に専従させることができる。

(式務員)

第27条 真宗本廟及び大谷祖廟における崇敬、給仕及び儀式その他の式務に専従するため、本廟部に次の各号に掲げる式務員を置く。

(1) 定衆は、両堂に奉仕し、出仕の法要座次の座紙を管理し、座配点検して儀式を斉整する。

(2) 堂衆は、両堂に奉仕し、勤行及び助音等の式務に従事する。

(3) 参衆は、両堂に奉仕し、荘厳等の式務に従事する。

2 式務員は、前項各号に掲げるほか、本廟部長が真宗本廟の崇敬、給仕及び儀式のために必要と認めた業務に従事する。

(試用期間)

第28条 第25条第3号に定める書記補及び前条に定める式務員については、その任用に先立って、必要により試用期間を定めることができる。

(企画調整局参事)

第29条 企画調整局の業務に必要な企画の立案及び推進に当たるため、企画調整局に参事若干人を置く。

(教育部学校教育幹事)

第30条 上司の命を受けて学校教育に必要な業務に当たるため、教育部に学校教育幹事若干人を置く。

(教区駐在教導)

第31条 教務所長の指揮を受けて、教区の教化活動を振興するため、教務所に教区駐在教導を置く。

(教化相談員)

第31条の2 教区駐在教導を補佐し、教区の教化活動に従事するため、必要により教務所に教化相談員を置くことができる。

2 前項の教化相談員は、常勤に限り宗務役員とする。

(教区青少幼年指導主任)

第32条 地方における青少幼年教化の推進をはか

るため、教務所に教区青少幼年指導主任を置く。

(研修部補導)

第33条 上司の命を受けて研修の補導に当たるため、研修部に補導若干人を置く。

(専門編集員)

第34条 上司の命を受けて、出版に関する編集業務に当たるため、出版部に専門編集員若干人を置く。

(業務の指定)

第35条 指定する業務に従事させるため、次の各号に掲げる宗務役員を置くことができる。

(1) 巡監 警備防災に関する庶務に従事する。

(2) 用務員 清掃その他の庶務に従事する。

(嘱託)

第36条 必要により、学識又は技能を有する者に、特定の事項を嘱託することができる。

2 前項の嘱託は、常勤に限り宗務役員とする。

(業務の委託)

第37条 必要により、特定の事項について、他の団体又は個人に対して、業務を委託することができる。

(準宗務役員)

第38条 宗務総長の任命にかかる学校法人の教職員並びに別院の輪番、副輪番、会計及び書記は、これを準宗務役員とする。

2 準宗務役員は、第19条に定める基本姿勢に立ち、宗務に従事しなければならない。

(本務及び兼務)

第39条 宗務役員又は準宗務役員であつて、2以上の職務を兼務するものは、最初に任命されたものを本務とし、本務の職を解かれた場合、同時に兼務する職務も解かれたものとする。

附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、宗務総長、参務、財務長、宗務出張所長、教務所長、第9条に掲げる部門の長、次長、主事、主事補、書記及び書記補並びに主計であつた者は、この条例による宗務総長、参務、財務長、宗務出張所長、教務所長、第9条に掲げる部門の長、次長、主事、主事補、書記及び書記補並びに主計とそれぞれみなす。

3 1991年6月30日現在、式務員であつた者は、この条例による式務員とみなす。

4 1991年6月30日現在、企画室の参事、研修部の補導・補導補及び青少年部の指導主事であつた者は、この条例による企画室の参事、研修部の補導・補導補及び青少年部の指導主事とみなす。

- 5 1991年6月30日現在、設置していた部門、宗務出張所及び教務所並びにその宗務役員の配属は、この条例による部門、宗務出張所及び教務所並びにその宗務役員の配属とみなす。
- 6 1991年6月30日現在、出仕として勤務していた者は、この条例により任用した出仕とみなす。
- 7 1991年6月30日現在、嘱託として勤務していた者は、この条例による嘱託とみなす。
- 8 1991年6月30日現在、補助員として勤務していた者は、この条例により採用した補助員とみなす。

附 則（1993年2月25日条例公示第1号）
この条例は、1993年3月1日から施行する。

附 則（1995年6月22日条例公示第2号）

- 1 この条例は、1995年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定により任用されている第20条から第22条まで、第24条、第26条及び第28条から第33条までに規定する各役職に任命されている者は、それぞれこの条例により任用されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定により補助員に採用されている者は、第32条に規定する宗務役員とみなす。
- 4 蓮如上人五百回御遠忌事務所職制（1994年条例公示第1号）第8条第5項第2号中「金品」を「金員及び物品」に、同第15条中「宗務職制第24条、同第26条及び同第16条」を「宗務職制第20条、同第24条及び同第28条から同第33条まで」に、同第16条中「宗務職制第17条」を「宗務職制第22条、同第24条、同第32条及び同第33条」に、「指導主任及び常勤の嘱託」を「及び指導主任」に、それぞれ改める。
- 5 宗務役員定年条例（1989年条例公示第3号）第3条第3号を削り、第4号を第3号とし、以下1号ずつ繰り上げる。
- 6 審問院組織条例（1991年条例公示第12号）第12条の見出し中「及び補助員」を削り、同条第5項を削り、第6項を第5項とし、同項中「及び前項の補助員」を削り、第7項を第6項とする。
- 7 別院条例（1981年条例公示第7号）第21条第2項を削る。
附 則（1997年6月13日条例公示第4号）
1 この条例は、1997年7月1日から施行する。
2 宗費賦課金の賦課基準に関する特別審議会条例（1992年条例公示第2号）第14条中、「出納部」を「財務部」に改める。

- 3 両堂等修復検討委員会条例（1994年条例公示第2号）第11条中、「経理部」を「財務部」に改める。
- 4 会計条例（1988年条例公示第1号）第26条第1項及び第48条中、「出納部」を「財務部」にそれぞれ改め、同第52条中、「経理部」を「財務部」に改め、「支出伝票綴」の次に「勘定元帳」「賦課金台帳」「現金出納簿」「備品台帳」「物品出納簿」「収入通知綴」を加え、同第53条を次のとおり改める。

第53条 削除

- 5 賦課金条例（1987年条例公示第4号）第8条中、「出納部長」を「財務部長」に改める。

附 則（1999年6月25日条例公示第1号）

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に財務長である者は、この条例により任命されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に各部門、宗務出張所及び教務所に配属されている宗務役員は、この条例により配属されたものとみなす。
- 4 この条例施行の際、現に式務員である者は、この条例による式務員とみなす。

附 則（2002年6月28日条例公示第2号）
この条例は、2002年7月1日から施行する。

附 則（2004年6月28日条例公示第3号）

- 1 この条例は、2004年7月1日から施行する。
- 2 従前の規定による式務部及び参拝接待所の所管事項は、この条例による本廟部が、従前の規定による教務部及び組織部の所管事項は、この条例による組織部が、従前の規定による教育部及び青少年部の所管事項は、この条例による教育部がそれぞれ承継する。

附 則（2010年6月29日条例公示第8号）抄
この条例は、公示の日から施行する。

附 則（2010年6月29日条例公示第17号）抄
この条例は、2010年7月1日から施行する。

附 則（2012年6月29日条例公示第7号）
この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則（2014年6月27日条例公示第1号）
この条例は、2014年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄
この条例は、2015年7月1日から施行する。
ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2017年6月28日条例公示第4号）
この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第2号）

- 1 この条例は、2018年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、従前の規定により任用されている第21条から第23条まで、第25条、第27条及び第29条から第35条までに規定する各役職に任命されている者は、それぞれこの条例により任用されたものとみなす。

附 則（2020年6月25日条例公示第1号）抄
この条例は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2022年6月28日条例公示第1号）抄
この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第1号）抄
この条例は、2023年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第17号）
この条例は、2023年7月1日から施行する。

別表 教務所の名称・所在地・管轄地区

名 称	所在地	管轄地区
北海道教務所	北海道札幌市	北海道教区
東北教務所	宮城県仙台市	東北教区
東京教務所	東京都練馬区	東京教区
新潟教務所	新潟県三条市	新潟教区
富山教務所	富山県富山市	富山教区
能登教務所	石川県七尾市	能登教区
金沢教務所	石川県金沢市	金沢教区
小松大聖寺教務所	石川県小松市	小松大聖寺教区
福井教務所	福井県福井市	福井教区
岐阜高山教務所	岐阜県岐阜市	岐阜高山教区
大垣教務所	岐阜県大垣市	大垣教区
岡崎教務所	愛知県岡崎市	岡崎教区
名古屋教務所	愛知県名古屋市	名古屋教区
三重教務所	三重県桑名市	三重教区
長浜教務所	滋賀県長浜市	長浜教区
京都教務所	京都府京都市	京都教区
大阪教務所	大阪府大阪市	大阪教区
山陽教務所	兵庫県姫路市	山陽教区
四国教務所	香川県高松市	四国教区
九州教務所	福岡県久留米市	九州教区

教化推進の組織機構に関する基本条例

〈2015年6月26日条例公示第1号〉

- 改正 ①2017年6月28日条例公示5
 ②2019年6月27日条例公示1
 ③2019年6月27日条例公示2
 ④2019年6月27日条例公示10
 ⑤2021年6月30日条例公示4
 ⑥2023年6月30日条例公示2

(目的)

第1条 この条例は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下同じ。）第2条に定める教化の本旨に基づき、同朋会運動推進に資する教学振興と教化推進を担う者のあらゆる取り組みを尊重し、聞法の道場たる別院及び寺院・教会並びに寺院・教会の共同教化の現場たる組及びこれらの教化の主體的活動を支援する教区が、それぞれ相互に連携して取り組みの課題を積極的に見出し共有するとともに現代社会の負託に応えることができるよう、中央宗務機関が機動的にはたらきかけるための教化機構の有機的な相互関係を明確にすることを目的とする。

(真宗教化センター)

第2条 前条の目的を達成するため真宗教化センターを設置し、これを「しんらん交流館」とも称する。

2 前項の真宗教化センターは、京都市下京区諏訪町通六条下上柳町19番地に置く。

3 第1項の施設に、教学研究所、解放運動推進本部及び青少年センター（以下「3機関」という。）並びに宗務職制（1991年条例公示第5号。以下同じ。）第9条第1項に定める企画調整局を配置する。

(教学・教化の営為)

第3条 すべて宗門人は、教学振興及び教化推進の営為に関わり、常に同朋会運動の推進を宗門のいのちとして受け止めこれを担うものである。よって、すべての宗務は、この営為をどこまでも尊重し運営されなければならない。

(3機関の独自性担保・総合力発揮)

第4条 3機関は、それぞれ独自の役割を担い、その使命を全うする上で主体性と独自性を保有する機関である。よって、各機関の設置の目的や取り組みの方向性並びにこれまでの実績と成果はどこまでも尊重されるとともに、共有すべき課題を積極的に見出して協調・共同して取り組む姿勢を確保し、総合力を発揮して教化の

現場にはたらきかけなければならない。

(教学会議・課題別委員会)

第5条 教化基本条例第5条に定める教化のつとめを果たすための教学振興と教化推進の基本方針策定に資するとともに、時代社会の要請に呼応し真宗の教法を現代に発信する要件を整えることができるよう、宗務総長の諮詢に応えるため教学会議を設置する。

2 教学会議は、前項の他、教学振興と教化推進に関する定例懇談を行う。

3 教学会議は、教学研究所長及び学識経験者の中から宗務総長が委嘱した教学員若干人で組織し、宗務総長が招集する。

4 教学会議は、宗務総長が出席して開催する。

5 教学会議は、運営上必要があると認めるときは、宗務総長の同意を得て課題別委員会を設置することができる。この場合において、課題別委員会の名称は、「何々に関する教学委員会」とすることを通例とする。

6 課題別委員会は、学識経験者の中から宗務総長が委嘱した委員若干人で組織し、要請された期間内に考究・討議した結果を取りまとめ、これを教学会議に報告する。

7 教学会議は、前項の報告を受けたときは、その内容を検討した結果を当該課題に関する教学教化の指針として宗務総長に提示するものとする。

8 教学会議及び課題別委員会に関する業務は、教学研究所条例に定める研究職員、真宗大谷派解放運動推進本部職制に定める本部委員・本部要員及び真宗大谷派青少年センター条例に定める主幹・幹事・研究員（以下「3機関の専門職員」という。）並びに宗務職制に定める宗務役員の中から、宗務総長が指名した者がこれに当たる。

9 教学会議及び課題別委員会の運営等については、別に定める。

(専門職員協議会)

第6条 3機関の専門職員が相互に共有すべき課題を積極的に見出し、協調・共同して取り組むべき事業及び業務を推進するため、専門職員協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、3機関の専門職員及び企画調整局の業務主幹で組織し、企画調整局長が招集する。

3 協議会は、第1項の目的を達成するため、必要により学識経験者及び専門家を招聘し、長期的展望に立ち幅広い視野をもって打開の方途を見出すものとする。

4 協議会は、課題別作業班又はプロジェクトチームを編成し、前項の方途を具体化するために

(第五編) 教化推進の組織機構に関する基本条例

(第五編) 教化推進の組織機構に関する基本条例

必要な宗門活動の総合的企画案を作成する。
(同朋会運動推進会議)

第7条 宗務所に宗務執行の総合協議機関として同朋会運動推進会議（以下「推進会議」という。）

を設置し、同朋会運動推進に必要な次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 同朋会運動の基本施策の実施状況、成果及び課題の掌握に関する事項
- (2) 前号の課題を克服するために必要な調査及び検討に関する事項
- (3) 部門及び機関相互の連携保持に関する事項
- (4) 前各号に基づく必要な基本施策の見直しに関する事項
- (5) 前各号に基づく教化研修計画の基本方針策定に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 推進会議は、宗務総長及び宗務総長が指名する参務並びに宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、東京宗務出張所長、解放運動推進本部事務部長、青少幼年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長で組織し、宗務総長の同意を得て企画調整局長が招集する。

3 参務及び3機関の専門職員は、いつでも会議に出席して発言することができる。

4 教化の現場の実情に即した協議に資するため、必要により開教監督、沖縄開教本部長、教務所長、別院輪番、教区駐在教導、沖縄準開教区駐在教導及び教区教化委員会の委員の中から出席を求め、意見を聞くものとする。

5 宗務総長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(企画調整局の主要業務)

第8条 企画調整局は、同朋会運動に必要な、部門及び機関相互の連携、組織機構の活性化及び教化に関する情報交流の拡充強化を機動的に行うとともに、3機関の事務を総合的に処理する。

2 企画調整局は、教区教化委員会及び組教化委員会並びに別院及び寺院・教会等の教化の現場との情報交流を図り、別院及び寺院・教会の活性化支援に努めるものとする。

3 前2項の業務の実を挙げるため、企画調整局に業務主幹及び主任を置く。

4 前項の業務主幹及び主任は、企画調整局の宗務役員及び非常勤の嘱託の中から、企画調整局長の上申により宗務総長が命ずる。

5 企画調整局の業務を円滑に処理するため、企画調整会議を置き、企画調整局を分担管理する参務、企画調整局長及び業務主幹で組織する。

附 則

この条例は、2015年7月1日から施行する。

附 則 (2017年6月28日条例公示第5号)

この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則 (2019年6月27日条例公示第1号) 抄

この条例は、2019年7月1日から施行する。

附 則 (2019年6月27日条例公示第2号) 抄

この条例は、2019年7月1日から施行する。

附 則 (2019年6月27日条例公示第10号) 抄

この条例は、2019年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第4号) 抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第2号) 抄

この条例は、2023年7月1日から施行する。

真宗大谷派解放運動推進本部職制

〈1990年6月29日条例公示第1号〉

- 改正 ①1999年6月25日条例公示2
②2004年6月28日条例公示4
③2005年6月28日条例公示3
④2015年6月26日条例公示10
⑤2018年6月25日条例公示3

(設置及び目的)

第1条 教化基本条例(1985年条例公示第4号)第5条第2項の規定により、同朋会運動を基底として、部落差別をはじめとする様々な差別問題から問われる課題を通じた本派の解放運動の推進に関する総合企画とその実践をはかるため、同条例第26条に定める真宗教化センターに解放運動推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(業務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 差別問題への取り組みの推進に関する業務の指導・調整
- (2) 差別問題についての正しい認識に基づく啓発と普及
- (3) 差別問題に関する実態調査、研究並びに資料の収集、保存及び整備
- (4) 差別問題に関する教育の振興及びその資料の作成
- (5) 非戦平和等の課題共有を目的とした事業の企画と実施
- (6) 性差別に関する課題共有を目的とした事業の企画と実施
- (7) 関係諸団体との連絡協調
- (8) その他必要な業務
(他の宗務機関との連携)

第3条 本部は、宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務の機関と連携を緊密にし、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。

(宗務総長の統理)

第4条 本部は、宗務総長が統理する。

(本部長)

第5条 本部に本部長を置く。

- 2 本部長は、参務の中から宗務総長がこれを任命する。
- 3 本部長は、本部の業務を総理する。
(本部委員)

第6条 本部に5人以内の本部委員(以下「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、宗務総長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、本部長の指揮を受けて第1条の目的を達成するために必要な業務を行うことを任務とする。
- 5 委員は、宗務役員とする。

(本部要員)

第7条 本部に5人以内の本部要員(以下「要員」という。)を置く。

- 2 要員は、宗務総長が任命し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充による要員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 要員は、本部長の指揮を受けて委員を補佐し、本部の業務に従事する。
- 5 要員は、宗務役員とする。

(事務部長及び事務)

第8条 本部長の指揮を受けて本部の事務を掌理するため、本部に事務部長を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 事務部長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。
- 3 本部の事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。

(囑託)

第9条 必要により、本部に囑託を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 前項の囑託は、すべて非常勤とする。

(本部会議)

第10条 本部に本部会議を置き、本部の業務及び方針について協議し、これを決定する。

- 2 本部会議は、本部長、委員及び事務部長で組織する。

(解放運動推進審議会)

第11条 本派における解放運動推進に関する重要な事項について宗務総長の諮問に応ずるため、解放運動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会に関する事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、1990年7月1日から施行する。
- 2 真宗大谷派同和推進本部職制(1977年条例第211号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に本部長である者は、この条例により任命されたものとみなす。

- 4 この条例施行の際、現に事務局の宗務役員である者は、この条例による事務局の宗務役員とみなす。

附 則（1999年6月25日条例公示第2号）

- 1 この条例は、1999年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に事務局の宗務役員である者は、この条例による本部の宗務役員とみなす。

附 則（2004年6月28日条例公示第4号）

- 1 この条例は、2004年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に本部長である者は、この条例により任命されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、現に本部委員である者及び本部要員である者は、この条例による本部委員及び本部要員とみなし、その任期は、従前の任期を通算する。

附 則（2005年6月28日条例公示第3号）

この条例は、2005年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

真宗大谷派青少年センター条例

（2010年6月29日条例公示第12号）

改正 ①2015年6月26日条例公示10

②2018年6月25日条例公示3

③2019年6月27日条例公示1

④2020年6月25日条例公示2

（設置）

第1条 教化基本条例（1985年条例公示第4号）第20条の3の規定に基づき、教化の現場との連携のもと青少年の課題に関する情報を収集発信し、青少年教化に必要な研究、交流、支援及び人の育成を行い、もって現代社会に即応した青少年教化の実を挙げるため、同条例第26条に定める真宗教化センターに真宗大谷派青少年センター（以下「センター」という。）を置く。

（業務）

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）青少年の教化育成に関する事項
 - （2）青少年教化の指導者の養成に関する事項
 - （3）青少年教化の施策の企画立案に関する事項
 - （4）青少年教化にかかる情報の収集整理及び発信に関する事項
 - （5）青少年を取り巻く諸問題の研究に関する事項
 - （6）青少年教化に取り組む諸団体との交流に関する事項
 - （7）教区及び組並びに寺院及び教会における青少年教化の支援に関する事項
 - （8）教区青少年教化推進本部に関する事項
 - （9）青少年教化施設の管理運営に関する事項
 - （10）その他必要な事項
- （他の宗務機関との連携）

第3条 センターは、宗務職制（1991年条例公示第5号。以下同じ。）第9条第1項に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務諸機関と連携を緊密にして、その業務にあたらなければならない。

（宗務総長の統理）

第4条 センターは、宗務総長が統理する。

（青少年センター長）

第5条 センターに青少年センター長（以下「センター長」という。）を置き、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

- 2 センター長はセンターを代表し、センターに勤務する職員を指揮監督して、センターの業務を総理する。

（青少年センター部長及び事務）

第6条 センター長の指揮を受けて、センターの業務を掌理するため、センターに青少年センター部長（以下「部長」という。）を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 2 部長は、宗務役員とし、企画調整局の出仕を兼務する。

- 3 センターの事務は、企画調整局の宗務役員が処理する。

（主幹）

第7条 センター長及び部長の命を受けて、センターの業務を整理するため、センターに主幹1人を置き、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

- 2 主幹は、宗務役員とする。

（幹事）

第8条 主幹の指揮を受けて、センターの業務を分担するため、センターに幹事若干人を置き、部長の上申により、宗務に経験のある者及び学識経験のある者の中から、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。

- 2 幹事の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 幹事は、常勤に限り宗務役員とする。

（研究員）

第9条 青少年教化に必要な研究及び助言を行うため、センターに研究員若干人を置き、部長の上申により、学識経験のある者の中から、宗務総長がこれを任命し又は委嘱する。

- 2 研究員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 研究員は、常勤に限り宗務役員とする。

（センター会議）

第10条 センターにセンター会議を置き、センターの方針及び業務について協議し、これを決定する。

- 2 センター会議は、センター長、部長、主幹、幹事及び研究員で組織する。

（青少年スタッフ）

第11条 センターの業務を補佐し、青少年教化の現場における活動を推進するため、センターに青少年スタッフ（以下「スタッフ」という。）を置き、部長の上申により、宗務総長がこれを委嘱する。

- 2 スタッフの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、2010年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄

この条例は、2015年7月1日から施行する。ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄

この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第1号）

- 1 この条例は、2019年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に主幹、幹事及び研究員である者は、それぞれこの条例による主幹、幹事及び研究員とみなし、その任期は、従前就任の日から起算するものとする。
- 3 この条例施行の際、現に青少幼年スタッフである者は、この条例による青少幼年スタッフとみなす。ただし、その任期は、なお従前の規定を適用する。
- 4 教化推進の組織機構に関する基本条例（2015年条例公示第1号）第5条第8項中「真宗大谷派青少幼年センター条例に定める専門職員」を「真宗大谷派青少幼年センター条例に定める主幹・幹事・研究員」に改める。

附 則（2020年6月25日条例公示第2号）抄

この条例は、2020年7月1日から施行する。

宗務改革の推進に関する条例

〈2022年6月28日条例公示第3号〉

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、宗務改革の推進に必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 宗務改革は、同朋社会の実現を目的とする宗門として、将来にわたって持続可能な教学振興と教化推進を基軸とする宗務機構の基盤整備をはかるべく、次の各号に掲げる事項について、宗門を挙げて取り組むものとする。

- (1) 教区及び組の改編に関する事項
- (2) 門徒戸数調査に関する事項
- (3) 行財政改革に関する事項

2 宗務改革は、時代社会の変化に対応すべく、本派に属するすべての機関の緊密な連携のもとに推進されなければならない。

3 教区及び組の改編は、教区及び組の改編に関する条例(2013年条例公示第4号)に、門徒戸数調査は、門徒戸数調査に関する条例(2004年条例公示第8号)に基づき、それぞれ推進する。

第2章 宗務改革推進本部

(設置)

第3条 宗務改革の推進に必要な事務を行うため、宗務所に宗務改革推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部に関する事項は、別に定める。

第3章 行財政改革検討委員会

(設置)

第4条 第2条第1項第3号に掲げる行財政改革の推進に必要な計画(以下「行財政改革推進計画」という。)について調査及び審議するため、行財政改革検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所管事項)

第5条 検討委員会の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宗門の将来展望を見据えた行財政改革の基本方針に関する事項
- (2) 行財政改革推進計画に関する事項
- (3) 前2号に必要な調査及び研究に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第6条 検討委員会は、次の各号に掲げる委員40人以内で組織する。

(1) 宗議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 5人以内

(2) 参議会議員の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 5人以内

(3) 教区会議長又は教区門徒会長の職にある者の中から宗務総長が委嘱した委員 10人以内

(4) 学識経験又は宗務に経験のある者の中から宗務総長が委嘱した委員 20人以内

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、それぞれ当該役職の在職中とする。ただし、当該役職の任期が終わっても後任者が就任するまで在任する。

3 第1項第4号による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 検討委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第8条 検討委員会は、宗務総長の同意を得て、委員長が招集する。

(議事及び議決)

第9条 検討委員会の議事は、委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。この場合、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第10条 検討委員会は、議事の結果を宗務総長に文書をもって報告しなければならない。

2 宗務総長は、検討委員会に対し、何時でも中間報告を求めることができる。

(小委員会)

第11条 検討委員会から付託された事項を調査及び協議するため、検討委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、委員の中から委員長が指名する。

3 小委員会に、主査及び副主査1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 主査は、小委員会の議事を整理する。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、その職務を代理する。

6 小委員会は、委員長の同意を得て、主査が招集する。

7 小委員会の調査及び協議結果は、検討委員会に報告しなければならない。

(内局員等の会議への出席)

第12条 宗務総長及び参務は、何時でも会議に出席して発言することができる。

2 宗務総長が必要と認めた宗務役員は、会議に出席して発言することができる。

(参考人の会議への出席)

第13条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

第14条 検討委員会に関する事務は、推進本部が行う。

附 則 (2022年6月28日条例公示第3号)

1 この条例は、2022年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に設置されている宗務改革推進本部は、この条例による宗務改革推進本部とみなす。

3 この条例施行の際、現に条例により推進している教区及び組の改編並びに門徒戸数調査は、この条例に定める教区及び組の改編並びに門徒戸数調査とみなす。

宗務改革推進本部職制

〈2021年6月30日条例公示第4号〉

改正 ①2022年6月28日条例公示第4号
②2023年6月30日条例公示第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、宗務改革の推進に関する条例(2022年条例公示第3号。以下「条例」という。)第3条に規定する宗務改革推進本部(以下「推進本部」という。)について定める。

(業務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 宗務改革の推進に必要な各宗務機関の総合調整に関する事項
- (2) 行財政改革に関する事項
- (3) 条例第4条に定める行財政改革検討委員会に関する事項
- (4) プロジェクトチームに関する事項
- (5) 宗務改革の推進に係る記録に関する事項
- (6) その他必要な事項
(他の宗務機関との連携)

第3条 推進本部は、宗務職制(1991年条例公示第5号。以下同じ。)第9条及び第10条に定める各部門、宗務出張所及び各教務所並びに条例で定める宗務の機関(以下「宗務機関」という。)と連携し、一体としてその機能を発揮するよう運営されなければならない。

(宗務総長の統理)

第4条 推進本部は、宗務総長が統理する。

(本部長)

第5条 推進本部に本部長を置き、参務の中から宗務総長がこれを任命する。

- 2 本部長は、本部の業務を総理する。

(職員)

第6条 推進本部に次の各号に掲げる宗務役員を置く。

- (1) 事務部長
- (2) 次長 若干人
- (3) 主事又は主事補 若干人
- (4) 書記又は書記補 若干人

- 2 事務部長は、本部長の指揮を受けて、本部の事務を掌理する。

- 3 必要により、推進本部に嘱託を置くことができる。

- 4 第1項の職員及び前項の嘱託の任用は、宗務職制の定に準ずる。

(参事)

第7条 推進本部に参事を置き、宗務職制第9条及び第10条に定める部門並びに教学研究所の事務を掌理する長の中から、本部長が指名した者がこれに当たる。

- 2 参事は、各宗務機関の連絡統制をはかり、推進本部の業務を遂行する。

(本部会議)

第8条 宗務改革の推進に関する協議及び各部門間の連絡調整をはかるため、推進本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、宗務総長及び参務並びに宗務職制第9条第1項に掲げる部門の長、東京宗務出張所長、解放運動推進本部事務部長、青少年センター部長、親鸞仏教センター事務長及び教学研究所事務長並びに第6条第1項第1号に定める事務部長で組織する。

- 3 宗務総長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聞くことができる。

(プロジェクトチーム)

第9条 行財政改革の推進に関する業務を効率的に推進するため、必要によりプロジェクトチームを編成し、推進本部の業務を分担させることができる。

- 2 プロジェクトチームの構成は、本部長が決定する。

- 3 プロジェクトチームに本部長が指名するマネージャー1人を置き、プロジェクトの業務を整理する。

- 4 プロジェクトチームに本部長が指名するチーフ1人を置き、プロジェクトの業務を処理する。

附 則

- 1 この条例は、2021年7月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際、現に条例により推進している教区及び組の改編並びに門徒戸数調査は、この条例に定める教区及び組の改編並びに門徒戸数調査とみなす。

- 3 教化推進の組織機構に関する基本条例(2015年条例公示第1号)第7条第2項中「親鸞仏教センター事務長」の上に「宗務改革推進本部事務部長、」を加える。

- 4 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部職制(2019年条例公示第2号)第7条第1項中「青少年センター、」の下に「宗務改革推進本部、」を、第2項第2号中「財務部」の下に「宗務改革推進本部」をそれぞれ加える。

5 災害対策条例（2012年条例公示第9号）
第18条第4項第8号を第9号とし、第7号の
次に次の1号を加える。

（8）宗務改革推進本部事務部長

6 統計調査基本条例（2010年条例公示第8
号）第2条第2項中「及び親鸞仏教センター」
の上に「宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教
開宗八百年慶讃事業本部、宗務改革推進本部」
を加える。

7 宗務改革推進資金に関する特別措置条例（2
012年条例公示第6号）第1条中「財政改
革」を「行財政改革」に改める。

附 則（2022年6月28日条例公示第4号）

この条例は、2022年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第2号）抄

この条例は、2023年7月1日から施行する。

宗務所事務分掌規程

〈1991年6月29日達令公示第8号〉

- 改正
- ①1994年 6月28日達令公示5
 - ②1995年 6月22日達令公示8
 - ③1996年 6月20日達令公示6
 - ④1996年 7年 1日達令公示9
 - ⑤1997年 6月13日達令公示5
 - ⑥1997年 6月13日達令公示13
 - ⑦1998年 9月30日達令公示5
 - ⑧1998年12月 1日達令公示8
 - ⑨2002年 6月28日達令公示1
 - ⑩2004年 6月28日達令公示3
 - ⑪2005年 6月28日達令公示2
 - ⑫2006年 1月27日達令公示1
 - ⑬2009年12月 7日達令公示20
 - ⑭2010年 6月29日達令公示1
 - ⑮2012年 2月28日達令公示1
 - ⑯2012年 6月29日達令公示8
 - ⑰2013年 6月28日達令公示2
 - ⑱2014年 3年 5日達令公示1
 - ⑲2014年 6月27日達令公示6
 - ⑳2015年 6月26日達令公示1
 - ㉑2015年 6月26日達令公示9
 - ㉒2016年 6月24日達令公示2
 - ㉓2017年12月28日達令公示15
 - ㉔2018年 6月25日達令公示2
 - ㉕2020年 6月25日達令公示5
 - ㉖2020年 6月25日達令公示8
 - ㉗2021年 6月30日達令公示7
 - ㉘2023年 6月30日達令公示5

(第五編) 宗務所事務分掌規程

(趣旨)

第1条 この達令は、宗務職制（1991年条例公示第5号）第11条による宗務所の各部門の所掌事務について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 総務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宗憲、条例、達令及び規則の制定及び改廃並びに公示に関する事項
- (2) 門首の行う宗務に関する事項及び門首に進達する文書の取扱いに関する事項
- (3) 議決機関に関する事項
- (4) 内局会議に関する事項
- (5) 宗教法人「真宗大谷派」の代表役員及び責任役員に関する事項
- (6) 継承審議会に関する事項
- (7) 内事会議に関する事項

- (8) 宗務顧問会に関する事項
 - (9) 宗務審議会に関する事項
 - (10) 宗務総長の裁決を要する文書の取扱いに関する事項
 - (11) 重要文書の取扱いに関する事項
 - (12) 公印の管守に関する事項
 - (13) 宗議会議員及び参議会議員の選挙に関する事項
 - (14) 宗務出張所に関する事項
 - (15) 他の教、宗派との重要な交渉に関する事項
 - (16) 官公署との交渉に関する事項
 - (17) 機務及び外部に対する儀礼に関する事項
 - (18) 所管事項の裁定及び内達に関する事項
 - (19) 事務効率化に関する事項
 - (20) 電算機及び電算情報の管理に関する事項
 - (21) 宗務役員その他の任免、資格、服務及び懲戒に関する事項
 - (22) 宗務役員の養成及び教養に関する事項
 - (23) 度牒、辞令書及び賞状の作成に関する事項
 - (24) 事務文書の印刷に関する事項
 - (25) 宗務役員その他の名簿の保管
 - (26) 時局対策に関する事項
 - (27) 機関誌「真宗」の発行に関する事項
 - (28) 本派及び本派の活動に係る広報並びに報道機関との交渉に関する事項
 - (29) 真宗本廟周辺地域との交流に関する事項
 - (30) 風紀、秩序、警備、防災、清掃、安全及び衛生に関する事項
 - (31) 勤務条件に関する事項
 - (32) 給与に関する事項
 - (33) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に関する事項
 - (34) 宗務所の受付及び当直に関する事項
 - (35) 電話及び内部放送に関する事項
 - (36) 宗務役員の福利厚生に関する事項
 - (37) 真宗本廟の境内及び諸施設の使用及び監督に関する事項
 - (38) 役宅の使用並びに諸車両の使用管理に関する事項
 - (39) 庶務に関する事項
- 第3条** 本廟部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 真宗本廟の宗祖聖人真影及び佛祖の影像の崇敬、給仕及び荘厳に関する事項
 - (2) 真宗本廟両堂の守護及び尊厳の保持に関する事項
 - (3) 真宗本廟における儀式の執行に関する事項
 - (4) 儀式指導研究所に関する事項
 - (5) 儀式、声明作法、給仕及び荘厳等の指導及

(第五編) 宗務所事務分掌規程

び教習に関する事項

- (6) 式務員の太谷祖廟への派遣に関する事項
- (7) 楽僧及び准堂衆に関する事項
- (8) 真宗本廟における法要出仕の手續きに関する事項
- (9) 別院、普通寺院及び教会の儀式出向に関する事項
- (10) 重要な例規及び式務その他の記録並びにその整理に関する事項
- (11) 参拝者の接待に関する事項
- (12) 団体参拝に関する事項
- (13) 帰敬式及び読経並びに真宗本廟収骨の申請に関する事項
- (14) 門徒に対する授与物の授与に関する事項
- (15) 参拝者への教化伝道に関する事項
- (16) 参拝者の総合案内諸施設の運営及び管理に関する事項
- (17) 真宗本廟教化教導に関する事項
- (18) 諸殿及び渉成園の参観及び使用に関する事項

第4条 太谷祖廟事務所は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 太谷祖廟の崇敬及び守護に関する事項
- (2) 太谷祖廟における儀式及び納骨に関する事項
- (3) 太谷祖廟の土地、建物、備品及び墓地の管理並びに衛生に関する事項
- (4) 東太谷墓地の管理に関する事項
- (5) 太谷祖廟における教化伝道に関する事項
- (6) 太谷祖廟の参拝者の接待に関する事項
- (7) 太谷祖廟の関係団体に関する事項

第5条 内事部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門首の行う宗務に関する必要な事項
- (2) 門首及びその親族に関する事項
- (3) 内事の庶務に関する事項

第6条 削除

第7条 教育部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学事に関する事項
- (2) 学校に関する事項
- (3) 安居に関する事項
- (4) 奨学、育英及び留学に関する事項
- (5) 学階に関する事項
- (6) 董理院に関する事項
- (7) 教師の検定及び補任に関する事項
- (8) 社会福祉その他公益に関する事業に関する事項
- (9) 矯正保護及び更生保護に関する事項
- (10) 教導及び輔導使に関する事項

- (11) 教化に関する事項
- (12) 宗教々育及び社会教化に関する事項
- (13) 仏教行事に関する事項

第8条 研修部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本廟奉仕に関する事項
- (2) 研修に関する事項
- (3) 推進員室に関する事項
- (4) 真宗本廟奉仕施設の使用及び運営に関する事項
- (5) 真宗本廟奉仕施設内の環境衛生に関する事項
- (6) 帰敬式実践運動推進総合会議に関する事項

第9条 削除

第10条 組織部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 別院及び直属教会に関する事項
- (2) 普通寺院及び一般教会の設立、移転、合併及び解散並びに規則の制定及び変更に関する事項
- (3) 普通寺院の住職、一般教会の教会主管者及びその代務者の任免に関する事項
- (4) 普通寺院及び一般教会の責任役員及び総代に関する事項
- (5) 承認書及び添書に関する事項
- (6) 法臈、法衣その他の僧侶の処遇の取扱いに関する事項
- (7) 得度願に関する事項
- (8) 候補衆徒、副住職及び副教会主管者の承認に関する事項
- (9) 僧侶及び坊守の転属、転派、所属移転、改姓、改名及び死亡に関する事項
- (10) 寺族に関する事項
- (11) 紛議調停委員会並びに寺院、教会、僧侶及び門徒の各種相談に関する事項
- (12) 褒賞に関する事項
- (13) 宗宝及び宗史蹟に関する事項
- (14) 災害の対応に関する事項
- (15) 共済に関する事項
- (16) 寺籍簿、教会籍簿、内事僧籍簿及び僧籍簿並びに坊守籍簿の登載及び保管に関する事項
- (17) 責任役員名簿及び総代名簿の整備及び保管
- (18) 被包括法人の規則書の保管
- (19) 教区及び組の運営に関する事項
- (20) 査察委員の選挙に関する事項
- (21) 教務所に関する事項
- (22) 門徒会に関する事項
- (23) 開教、開教区、開教使及び開教使補に関する事項
- (24) 首都圏教化に関する事項

- (25) 相続講に関する事項
- (26) 真宗同朋会、同朋の会に関する事項
- (27) 機関紙「同朋新聞」の発行に関する事項
- (28) 講、会及びその他の団体に関する事項
- (29) 懇志の奨励に関する事項
- (30) 懇志奨励についての褒賞に関する事項
- (31) 門徒資格の贈与に関する事項
- (32) 国際的交流に関する事項

第11条 出版部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 機関誌「真宗」及び機関紙「同朋新聞」の編集及び頒布に関する事項
- (2) 聖教編纂に関する事項
- (3) 前各号以外の刊行物の出版に関する事項
- (4) 前各号以外の印刷物の作成に関する事項
- (5) 出版物及び印刷物の宣伝及び普及に関する事項
- (6) 出版物及び印刷物の頒布に関する事項
- (7) 出版物及び印刷物の代金の回収に関する事項

第12条 削除

第13条 財務部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 平衡資金及び保管金に関する事項
- (3) 収支月計表の作成に関する事項
- (4) 貸借及び臨時の融通に関する事項
- (5) 財産の管理に関する事項
- (6) 財務長の諮問機関に関する事項
- (7) 真宗本廟両堂等御修復事業に関する事項
- (8) 殿舎並びに設備の管理及び営繕に関する事項
- (9) 主計の監督に関する事項
- (10) 別院の財務の監督に関する事項
- (11) 諸財団に関する事項
- (12) 金員及び物品の出納に関する事項
- (13) 収支の振替に関する事項
- (14) 教務所の収納及び支払の仕訳に関する事項
- (15) 出納日計表の作成に関する事項
- (16) 授与物の調製、管理及び取扱いに関する事項
- (17) 寺院及び教会に対する授与物の授与に関する事項
- (18) 物品の調製及び保管に関する事項
- (19) 郵便物及び荷物の発送に関する事項

第14条 削除

第15条 企画調整局は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教学研究所、解放運動推進本部及び青少年センター（以下「3機関」という。）の独自性の担保と総合力の発揮に必要な連携及び調整に関する事項

- (2) 3機関専門職員協議会に関する事項
- (3) 教学会議に関する事項
- (4) 教化研修計画基本方針の策定に関する事項
- (5) 同朋会運動推進に関する宗務所の他の部門との連携・調整に関する事項
- (6) 同朋会運動推進会議に関する事項
- (7) 教区教化委員長との連携・調整に関する事項
- (8) 教区教化委員長会に関する事項
- (9) 教区駐在教導のネットワーク構築と運用に関する事項
- (10) 教区駐在教導研究集会に関する事項
- (11) 企画調整会議に関する事項
- (12) 教学振興及び教化推進に資する宗務執行に必要な研究・企画に関する事項
- (13) 前号の研究・企画に必要な資料の収集、調査に関する事項
- (14) 宗門現勢の推移の調査及び統計に関する事項
- (15) 教区及び組並びに別院及び寺院・教会の教化に資する情報の収集・発信に関する事項
- (16) 教区及び組並びに別院及び寺院・教会の教化に必要な支援及び教化に資する相談に関する事項
- (17) 教区及び組の教化に関する課題別研究集会に関する事項
- (18) 総合資料室に関する事項
- (19) 教化の現場に資する資料及び書籍の収集・提供並びに東本願寺文庫に関する事項
- (20) 宗門に属する教化団体、宗門と連携するNPO法人及びこれに準ずる団体に対する支援に関する事項
- (21) 外部団体・専門機関との連携に関する事項
- (22) 真宗教化センターにおける教化事業及び行事の実施計画の推進に関する事項
- (23) 教化に関する相談業務に関する事項
- (24) 真宗教化センターの使用、運営及び管理に関する事項
- (25) 真宗教化センター内の環境衛生に関する事項

第16条 削除

第17条 各部門は、この達令によるほか、他の宗門法規によってその所掌と定められた事務を行う。

（調査及び統計）

第18条 各部門は、その所掌事務のほかに、宗務職制第13条に定める調査及び統計を行わなければならない。

（合議）

第19条 各部門は、その所掌事項の処理について、他の部門と関係があるものは、合議しなければならない。

(所掌事務の配分及び取扱い)

第20条 部門の長は、所掌事務について、その性質、数量及び連絡を勘案して、その取扱いを適当に部員に配分しなければならない。

2 前項の配分及びその変更は、その都度総務部に通知しなければならない。

3 第1項による取扱者が欠け又は事故があるときは、臨時に他の者をして取扱わせることができる。

(部員の増援)

第21条 部門の長は、臨時に事務が増大して、速やかに処理し難いときは、他の部門の長にその部員の増援を求めることができる。

(宗務役員の責務)

第22条 部門の長は、配属された宗務役員を指揮監督して、事務の遂行に遺漏のないようにつとめなければならない。

第23条 宗務役員は、その行った事務について、責任を負うものとする。

附 則

1 この達令は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置されていた宗務所の各部門が所掌していた事務は、この達令の定めるところにより、各部門がそれぞれ承継する。

3 1991年6月30日までに、発した内達は、この達令により発した内達とみなす。

附 則 (1994年6月28日達令公示第5号)

この達令は、1994年7月1日から施行する。

附 則 (1995年6月22日達令公示第8号)

この達令は、1995年7月1日から施行する。

附 則 (1996年6月20日達令公示第6号)

この達令は、1996年7月1日から施行する。

附 則 (1996年7月1日達令公示第9号)

この達令は、1996年7月1日から施行する。

附 則 (1997年6月13日達令公示第5号)

1 この達令は、1997年7月1日から施行する。

2 真宗本廟防災管理規程(1983年達令公示第2号)中「庶務部」を「総務部」に、「庶務部長」を「総務部長」にそれぞれ改める。

3 財産管理室規程(1991年達令公示第9号)中「経理部」を「財務部」に、「経理部長」を「財務部長」にそれぞれ改める。

4 宗務所事務取扱規程(1991年達令公示第10号)中「庶務部」を「総務部」に、「出納部」を「財務部」に改め、同第13条第1項中「経理部(支払については更に出納部)を」を「財務部を」にそれぞれ改める。

5 公印規程(1982年達令公示第25号)第

3条第3項中「経理部の長の印及び出納部の長の印の形式及び寸法は、」を「財務部の長の印の形式及び寸法は、」に、別記様式第1号中「(経理部及び出納部の長の印)」を「(財務部の長の印)」にそれぞれ改める。

6 財産管理審議会規程(1991年達令公示第13号)中「経理部長」を「財務部長」に、「経理部」を「財務部」にそれぞれ改める。

7 真宗本廟造営物保存管理専門委員会規程(1991年達令公示第18号)中「経理部」を「財務部」に改める。

8 帰敬式に関する条例施行条規(1996年達令公示第2号)中「出納部長」を「財務部長」に、「出納部」を「財務部」にそれぞれ改める。

9 物品取扱規程(1991年達令公示第3号)中「出納部長」を「財務部長」に、「出納部員」を「財務部員」にそれぞれ改める。

10 賦課金条例施行条規(1993年達令公示第4号)中「出納部」を「財務部」に、「出納部長」を「財務部長」にそれぞれ改める。

11 渉成園保存管理規程(1996年達令公示第10号)中「庶務部長」を「総務部長」に、「庶務部」を「総務部」にそれぞれ改める。

附 則 (1997年6月13日達令公示第13号) 抄
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則 (1998年9月30日達令公示第5号)
この達令は、1998年10月1日から施行する。

附 則 (1998年12月1日達令公示第8号)
この達令は、1999年1月1日から施行する。

附 則 (2002年6月28日達令公示第1号)
この達令は、2002年7月1日から施行する。

附 則 (2004年6月28日達令公示第3号)
この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2005年6月28日達令公示第2号)
この達令は、2005年7月1日から施行する。

附 則 (2006年1月27日達令公示第1号)
この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2009年12月7日達令公示第20号)
この達令は、2010年1月1日から施行する。

附 則 (2010年6月29日達令公示第1号)
この達令は、2010年7月1日から施行する。

附 則 (2012年2月28日達令公示第1号)
この達令は、2012年3月1日から施行する。

附 則 (2012年6月29日達令公示第8号)
この達令は、2012年7月1日から施行する。

附 則 (2013年6月28日達令公示第2号)
この達令は、2013年7月1日から施行する。

附 則 (2014年3月5日達令公示第1号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第10条第12号及び第13号の規定により取扱われている事務は、本廟部が承継する。

附 則（2014年6月27日達令公示第6号）

- 1 この達令は、2014年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第15条第5号の規定により取扱われている事務は、総務部が承継する。

附 則（2015年6月26日達令公示第1号）

この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2015年6月26日達令公示第9号）抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2016年6月24日達令公示第2号）

- 1 この達令は、2016年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第3条第14号の規定により取り扱われている事務は、研修部が承継する。

附 則（2017年12月28日達令公示第15号）

- 1 この達令は、2018年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、改正前の達令第10条第6号の規定により取り扱われている事務は、財務部が承継する。

附 則（2018年6月25日達令公示第2号）

この達令は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第5号）

この達令は、2020年8月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第8号）抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第7号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第5号）

この達令は、2023年7月1日から施行する。

推進員室規程

〈1997年6月13日達令公示第6号〉

(設置・目的)

第1条 真宗同朋会条例施行条規(1991年達令公示第43号)第7条に規定する推進員について、その教習及び研修の充実並びに相互の連携を図り、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、研修部に推進員室を置く。

(所掌事務)

第2条 推進員室は、次の各号に掲げる事項を行う。
(1) 推進員教習及び推進員の研修に関する事項
(2) 推進員の宗門活動に必要な情報及び資料の収集に関する事項
(3) 推進員の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項
(4) 推進員名簿に関する事項
(5) 推進員の諸団体に関する事項
(6) その他必要な事項
(企画検討会)

第3条 推進員室は必要に応じ、その業務を企画し検討するために、企画検討会を開くことができる。

2 企画検討会は、研修部長が指名する推進員及び学識経験者若干人で構成する。
3 企画検討会は、推進員室の主任が研修部長の同意を得て招集する。

(職員)

第4条 推進員室に次に掲げる職員を置き、研修部の宗務役員及び非常勤の嘱託の中から、宗務総長が命ずる。

(1) 主任 1人

(2) 掛 若干人

2 主任は、推進員室の事務を整理し、業務の進捗状況について研修部長に報告する。

3 掛は、推進員室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附 則

この達令は、1997年7月1日から施行する。

国際室規程

〈1987年7月1日達令公示第5号〉

改正 ①1995年6月22日達令公示9

②2020年6月25日達令公示8

(設置及び目的)

第1条 開教に関する事務及び国際的交流に必要な事項を管掌するため、組織部に国際室を置く。

(所掌事務)

第2条 国際室は、次の事務を行う。

(1) 開教、開教区、開教使及び開教使補に関する事項

(2) 開教に関する資料の整備、保存に関する事項

(3) 開教に係る人材養成並びに留学生に関する事項

(4) 国際的交流及び関係諸機関との交渉に関する事項

(5) その他必要な事項

(職員)

第3条 国際室に次に掲げる職員を置き、組織部の宗務役員又は非常勤の嘱託の中から宗務総長がこれを命ずる。

(1) 主任 1人

(2) 掛 若干人

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (1995年6月22日達令公示第9号)

この達令は、1995年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日達令公示第8号) 抄

この達令は、2020年7月1日から施行する。

女性室規程

〈1996年7月1日達令公示第8号〉
改正 2005年6月28日達令公示3

(設置及び目的)

第1条 女性による宗門活動の活性化並びに宗務の執行の方針及び施策に関する企画、検討及び立案への積極的参画を実現し、もって真宗同朋会運動の推進に資するため、解放運動推進本部に女性室を置く。

(所掌事務)

第2条 女性室は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 女性室会議に関する事項
- (2) 女性による宗門活動の活性化に必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集に関する事項
- (3) 女性の宗門活動の推進に資する人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 女性の宗門活動に関する広報紙の発行に関する事項
- (5) 女性の諸団体に関する事項
- (6) その他必要な事項

(女性室会議)

第3条 女性室の業務を推進するため女性室会議を開く。

- 2 女性室会議は、女性室スタッフ若干人で組織する。
- 3 女性室スタッフは、解放運動推進本部の非常勤の囑託の中から、宗務総長が命ずる。
- 4 女性室スタッフは、主任とともに第2条に規定する事項の推進にあたる。
- 5 女性室会議は、解放運動推進本部事務部長の同意を得て女性室の主任が招集し、会議の座長となる。

(職員)

第4条 女性室に次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 若干人

- 2 主任は、女性室の事務を整理し、業務の進捗状況について解放運動推進本部事務部長に報告する。
- 3 掛は、女性室の事務を処理し、又は事務に従事する。

附 則

この達令は、1996年7月1日から施行する。

附 則 (2005年6月28日達令公示第3号)

- 1 この達令は、2005年7月1日から施行する。

- 2 従前の規定による女性室の所掌事務は、この達令による女性室が承継する。

財産管理室規程

〈1991年6月29日達令公示第9号〉

- 改正 ① 1997年 6月13日達令公示5
② 1997年12月26日達令公示19
③ 2016年 6月24日達令公示3

(設置及び目的)

第1条 本派の不動産の管理及び営繕、並びに古文書、古記録及び美術品の調査、保存及び管理に関する事務を管掌するため、財務部に財産管理室(以下「管理室」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 管理室には、不動産目録、土地台帳、建物台帳、不動産預り金明細帳、古文書・古記録台帳、美術品台帳その他必要な表簿及び書類を備え、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 不動産の譲渡、譲受、交換及び貸借に関する事項
- (2) 不動産の造成並びに営繕に関する事項
- (3) 不動産の調査及び測量に関する事項
- (4) 不動産についての紛争に関する事項
- (5) 古文書、古記録及び美術品の調査、保存及び管理に関する事項
- (6) 前各号について、関係諸法人との連絡に関する事項
- (7) 備付表簿及び書類の整備に関する事項
- (8) その他必要な事項

(職員)

第3条 管理室に、次に掲げる職員を置き、宗務役員の中から宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 5人以内

2 主任は、財務部長の命を受けて、管理室の事務を整理する。

3 掛は、上司の命を受けて事務を処理し又は事務に従事する。

(嘱託)

第4条 必要により、財務部の嘱託の中から管理室に嘱託を置き、管理室に関する業務を委嘱することができる。

(参事)

第5条 管理室の所掌事務の遂行に資するため、必要により、管理室に参事を置くことができる。

2 前項の参事は、学識経験者又は宗務役員の中から、宗務総長が委嘱し、又は命ずる。

附 則

- 1 この達令は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、管理室の職員及

び嘱託であった者は、この達令による職員及び嘱託とみなす。

附 則 (1997年6月13日達令公示第5号) 抄
この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則 (1997年12月26日達令公示第19号)
この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2016年6月24日達令公示第3号)
この達令は、公示の日から施行する。

聖教編纂室規程

〈2018年6月25日達令公示第4号〉

(設置及び目的)

第1条 本派の依りどころとする聖教の編纂及び刊行に取り組むため、出版部に聖教編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

(業務)

第2条 編纂室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 聖教編纂計画の策定に関する事項
- (2) 聖教の編纂刊行に必要な資料の収集、整理、編集、保存及び管理に関する事項
- (3) 聖教の編纂刊行に必要な調査及び研究に関する事項
- (4) その他必要な事項

(職員)

第3条 編纂室の業務を行うため、編纂室に次に掲げる職員を置き、出版部の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任編纂研究員 1人
- (2) 編纂研究員 若干人

2 主任編纂研究員（以下「主任」という。）は、出版部長の指揮を受けて、編纂室の業務を分担し、その成果を出版部長に報告する。

3 編纂研究員は、主任の指揮を受けて、編纂室の業務を処理する。

(特別編纂研究員)

第4条 第2条に定める業務を監修するため、編纂室に特別編纂研究員を置き、学識経験のある者の中から宗務総長が委嘱する。

附 則

この達令は、2018年7月1日から施行する。

大谷祖廟総合整備事業準備室規程

〈2023年6月30日達令公示第6号〉

(設置及び目的)

第1条 大谷祖廟総合整備事業に関する調査及び計画立案に必要な準備業務を行うため、大谷祖廟事務所に大谷祖廟総合整備事業準備室（以下「準備室」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 準備室は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 大谷祖廟総合整備事業の調査及び計画立案に関する事項
- (2) 大谷祖廟総合整備事業の方針策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(職員)

第3条 準備室に次に掲げる職員を置き、大谷祖廟事務所の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

- (1) 主任 1人
- (2) 掛 若干人

附 則

この達令は、2023年7月1日から施行する。

災害対策条例

- 〈2012年6月29日条例公示第9号〉
改正 ①2015年6月26日条例公示10
 ②2017年6月28日条例公示7
 ③2018年6月25日条例公示3
 ④2019年6月27日条例公示2
 ⑤2021年6月30日条例公示4
 ⑥2023年6月30日条例公示2

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本派の活動に重大な影響を与える災害（以下「災害」という。）に関し、本派が講じる対策（以下「災害対策」という。）のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 被災者支援 被災した個人、寺院及び地域（以下「被災者」という。）への支援活動をいう。
- (2) 救援金 被災者に寄付し又は被災者支援に必要な経費を支弁することを目的として勧募する金員をいう。
- (3) 防災 災害による被害を未然に防止し若しくはできるだけ小さいものとどめ又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (4) 宗務役員 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者をいう。
- (5) 寺院 別院、普通寺院及び教会をいう。
(宗門人のつとめ)

第3条 本派に属するすべての個人及び団体は、災害対策に協力しなければならない。
(宗務機関の責務)

第4条 宗務機関は、災害対策に関し必要な措置を講じなければならない。
 2 宗務機関は、前項の責務を遂行するため、相互に連携しその推進に当たらなければならない。
(教区及び組の責務)

第5条 教区は、宗務機関との連携のもと教区における災害対策を講じなければならない。
 2 教区及び組は、前条に規定する宗務機関の責務が十分に果たされるよう協力しなければならない。

第2章 被災者支援及び災害救援本部

(被災者支援)

第6条 本派は、同朋の相互扶助の精神に則り、必

要に応じて次の各号に掲げる被災者支援を行う。

- (1) 災害救援 災害発生後から当該災害により遮断されたライフライン復旧までの間に行う被災者支援
- (2) 復興支援 災害により遮断されたライフライン復旧以降の被災者支援
- (3) 災害見舞 災害救援、復興支援その他の被災者支援を目的とした被災者に対する金員又は物品による見舞
(被災者支援の財政措置)

第7条 本派は、被災者支援に係る経費を支弁するため、宗憲及び条例の定めるところにより必要な財政措置を講じる。

(災害救援本部)

第8条 被災者支援のため、宗務所に災害救援本部（以下「救援本部」という。）を置く。

- 2 救援本部は、災害救援本部長（以下「救援本部長」という。）及び災害救援本部員（以下「救援本部員」という。）をもって組織する。
- 3 救援本部長は、宗務総長が参務の中からこれを任命し、救援本部を総理する。
- 4 救援本部員は、総務部長、組織部長及び財務部長で組織し、救援本部の業務を行う。ただし、災害の規模等、宗務総長が必要と認めるときは、他の部門の長を救援本部員に命ずることができる。
- 5 救援本部の事務は、組織部が行う。

(被災者支援の初動)

第9条 災害が発生したときは、宗務総長は、救援本部をして迅速に被害状況を把握させ、すみやかに災害救援を行うよう努めなければならない。
(現地災害救援本部及び拠点)

第10条 救援本部長は、被災地を管轄する教務所を現地災害救援本部（以下「現地本部」という。）として指定し、救援本部の業務の一部を行わせることができる。この場合、被災地を管轄する教務所が、災害により業務を行えないときは、他の教務所を現地本部として指定することができる。

- 2 救援本部長は、現地本部の業務を補完するため、必要により拠点を置くことができる。
(宗務役員の派遣)

第11条 宗務総長は、被災者支援のため、必要により被災地に宗務役員を派遣することができる。この場合、派遣した宗務役員の安全と健康管理に十分配慮しなければならない。
(救援金及び救援物資)

第12条 宗務機関は、被災者支援のため、災害の被害状況に応じ、救援金又は物資を勧募することができる。

- 2 宗務機関は、被災者支援に備え、物資の備蓄、整備及び点検を行う。
(ボランティア活動への支援)

第13条 本派は、被災者支援の啓発及び充実を目的として、被災者支援に取り組む個人又は団体(以下「ボランティア」という。)との連携をはかり、ボランティアの活動を支援する。

- 2 前項に規定するボランティア活動への支援に資するため、救援本部にボランティア委員会を置く。
3 救援本部長は、ボランティア活動への支援に資するため、必要により拠点を置くことができる。

第3章 防災

(防災)

第14条 防災は、次の各号に掲げる事項について、これを行う。

- (1) 組織の整備に関する事項
(2) 訓練に関する事項
(3) 物資の備蓄、整備及び点検に関する事項
(4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

- 2 宗務機関の長は、その責任に応じて、前項に規定する防災を実施しなければならない。
3 教務所長は、教務所の防災を実施し、管轄する教区内への防災思想の普及に務めなければならない。

第4章 災害緊急事態

(災害緊急事態の宣言)

第15条 宗務総長は、災害により真宗本廟に甚大な被害がもたらされたとき又は特に重大な災害と認めるときは、災害緊急事態(以下「緊急事態」という。)を宣言することができる。

- 2 宗務総長は、前項の規定による宣言を行ったときは、宗議会議長及び参議会議長に通知するとともに、すみやかに参与会及び常務会を招集しなければならない。
3 宗務総長は、第1項の規定による宣言を行ったときは、これを告示し、すみやかに宗門内に周知しなければならない。
4 宗務総長は、第1項の規定による宣言にその必要がなくなつたと判断したときは、緊急事態の解除を宣言し、これを告示しなければならない。
5 前項の規定による緊急事態解除の宣言は、当該災害の収束又は災害対策を終結させる宣言と解釈してはならない。

(緊急措置)

第16条 緊急事態下において、直ちに宗会の議

決を要する事案が生じたときは、宗憲第54条の規定による緊急達令をもって必要な措置(以下「緊急措置」という。)を講じるものとする。

(緊急災害対策本部)

第17条 宗務総長は、第15条第1項の規定による緊急事態の宣言を行ったときは、緊急災害対策本部(以下「緊急本部」という。)を設置しなければならない。

- 2 緊急本部は、前条に規定する緊急措置の案及びその他必要な措置を策定し、当該措置に係る事項を掌る。

(緊急災害対策本部の組織)

第18条 緊急本部は、緊急災害対策本部長(以下「緊急本部長」という。)及び緊急災害対策本部員(以下「緊急本部員」という。)をもって組織する。

- 2 緊急本部長は、宗務総長がこれに当たり、緊急本部を統理する。
3 緊急本部長に事故があるときは、あらかじめ指名する参務がその職務を代理する。
4 緊急本部員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 参務
(2) 宗務職制(1991年条例公示第5号)第9条第1項に定める部門の長
(3) 解放運動推進本部事務部長
(4) 教学研究所事務長
(5) 青少幼年センター部長
(6) 宗会事務局長
(7) 宗務改革推進本部事務部長
(8) 前各号に掲げる者のほか宗務経験又は学識経験を有する者のうちから、宗務総長が任命する者

- 5 緊急本部の事務は、総務部が行う。
(幹事)

第19条 緊急本部員を招集する暇がない場合の対応及び緊急本部から委任された事項を実施するため、緊急本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、緊急本部員の中から緊急本部長が指名する。

第5章 補則

(災害等の名称)

第20条 本派において使用する災害又は地震の名称は、国が発表した災害又は地震を特定する名称の中から、宗務総長がこれを定める。

(達令等への委任)

第21条 この条例に定めるほか災害対策の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、2012年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に設置されている災害救援本部は、第8条による災害救援本部とみなす。
- 3 この条例施行の際、現に設置されている現地災害救援本部は、第10条第1項による現地災害救援本部とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に設置されているボランティア委員会は、第13条第2項によるボランティア委員会とみなす。
- 5 この条例施行の際、現に設置されている現地復興支援センターは、第13条第3項による拠点とみなす。

附 則（2015年6月26日条例公示第10号）抄
この条例は、2015年7月1日から施行する。
ただし、この条例施行の準備に必要な事項は、条例施行前に行うことができる。

附 則（2017年6月28日条例公示第7号）
この条例は、2017年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日条例公示第3号）抄
この条例は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日条例公示第2号）抄
この条例は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第4号）抄
この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条例公示第2号）抄
この条例は、2023年7月1日から施行する。

災害対策条例施行条規

〈2013年6月28日条例公示第4号〉

(趣旨)

第1条 この達令は、災害対策条例(2012年条例公示第9号。以下「条例」という。)に基づく本派の災害対策の実施に必要な事項を定める。

(現地災害救援本部の業務)

第2条 条例第10条の規定により現地災害救援本部(以下「現地本部」という。)として指定された教務所は、条例第8条に規定する災害救援本部(以下「救援本部」という。)の指揮のもと、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 条例第9条による被害状況の把握に関する事項
- (2) 条例第6条第3号による災害見舞としての金員の使用及び物品の調達・分配に関する事項
- (3) 条例第10条第2項に規定する拠点(以下「救援拠点」という。)に関する事項
- (4) ボランティア活動への支援及び条例第13条第3項に規定する拠点(以下「ボランティア拠点」という。)との連携に関する事項
- (5) 被災者支援を行うために必要な諸機関及び諸団体との連絡調整に関する事項
- (6) その他必要な事項
(災害見舞金の使用の決定)

第3条 前条第2号に規定する金員の使用の決定は、教区会及び教区門徒会の議決によってこれを行うものとする。ただし、緊急を要するときは教区会参事会及び教区門徒会常任委員会又は教区内諸機関の議決によってこれを行うことができる。

(救援拠点の設置)

第4条 救援拠点を設置するときは、現地本部に指定された教務所の教務所長(以下「現地本部所長」という。)の上申により、名称、設置場所・期日、体制、業務及びその他拠点の設置に必要な事項について、宗務総長の承認を得なければならない。

2 救援拠点を閉鎖しようとするときは、現地本部所長の上申により、宗務総長の承認を得なければならない。

(ボランティア活動支援)

第5条 救援本部は、条例第13条第1項に規定するボランティア活動への支援のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ボランティアの養成に関する事項
- (2) ボランティアの募集に関する事項

(3) ボランティア活動に必要な情報の提供に関する事項

(4) 活動中のボランティアに対する費用の補助に関する事項

(5) その他必要な事項

2 ボランティア活動への支援は、ボランティアの活動が自主的かつ自発的な意思を基本とした自らの責任に基づくものであることを尊重して行わなければならない。

(ボランティア委員会の業務)

第6条 条例第13条第2項に規定するボランティア委員会(以下「委員会」という。)は、前条第1項に規定する業務の推進に資するため、災害救援本部長(以下「救援本部長」という。)の諮問に応えるとともに、ボランティアの牽引又は指導に当たる。

2 委員会は、ボランティアの養成及びボランティア活動の啓発のために、必要により研修会を開催する。

3 委員会は、ボランティア活動の迅速かつ的確な対応及び連携に資するため、前項の研修会を受講した者及びボランティアとの情報網を確立し、災害時における速やかな情報共有に努めるものとする。

(ボランティア委員会の組織及び運営)

第7条 委員会は、ボランティア経験者又は学識経験者の中から宗務総長が委嘱した委員若干人で組織する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員の互選により委員長を置く。

5 委員長は、会務を統理し、委員会の議長となる。

6 委員会は、救援本部長の同意を得て、委員長が招集する。

7 委員会において決定すべき事項のあるときは、委員の合議によらなければならない。

(ボランティア委員会への参考人等の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

2 救援本部長が必要と認めた宗務役員は、何時でも会議に出席して発言することができる。

(ボランティア拠点の設置)

第9条 ボランティア拠点の名称、設置場所・期日、体制及びその他拠点の設置に必要な事項は、宗務総長の承認を得て、救援本部長が定める。

2 ボランティア拠点は、ボランティアのコーデ